

ID: 147

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町霊きゅう自動車使用料条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第120号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第6条 使用者は、使用許可と同時に別表に定める使用料の合計額を納付しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日